

令和3年9月14日

保護者 様

静岡県立榛原高等学校
校長 鈴木 安雄

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応について（通知）

日頃から、本校教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の県内における状況から、当面の間、学校関係者に感染が確認された場合については、次のとおり対応することとします。

なお、感染状況に応じて、臨時休業を行うことに御理解いただきますとともに、引き続き校内の感染対策に努めてまいります。御家庭におかれましても御協力をお願いいたします。

記

1 学校の臨時休業

学校で家庭内感染ではない感染者が発生した時など、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、次のとおり臨時休業とします。ただし、発生の状況によっては学校医等と相談の上、これによらない場合もあります。

休業範囲		内 容
第1段階	必要な範囲	ア 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間 イ 校舎内の清掃消毒等に要する期間
第2段階	学級閉鎖	次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ④その他、学級閉鎖が必要と判断した場合 ※学校に2週間以上来ていない者の発症は除く <学級閉鎖の期間> 感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒への影響等を踏まえて判断します。

休業範囲		内 容
	学年閉鎖	同一の学年において複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
	学校全体	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※第1段階は、感染者の行動履歴に応じて省略することもあります。

2 臨時休業における注意点

- (1) 臨時休業中もお子様の健康観察（検温等）をお願いします。
- (2) 臨時休業中は、人との接触を極力避け、自宅等で過ごすようお願いいたします。
- (3) 臨時休業を実施する際は、学習や生活などを含め詳細をお知らせします。

3 その他

次の点につきまして、改めて各御家庭においても徹底をお願いします。

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合には自宅で休養させてください。その際、速やかに医療機関を受診するようにしてください。
- (2) 同居の家族等の健康状態についても確認し、同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合も登校させないようにしてください（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。）。
- (3) 医療機関を受診した際の受診状況や、検査を受検する際の検査状況や結果、濃厚接触者に指定された等の際は速やかに学校へ連絡してください。

※特に軽い症状の場合に医療機関を受診せず、その後回復が見られないため医療機関を受診したところ陽性であったという事例が多く見受けられていますので御注意ください。

担 当 教 頭 稲 垣
電話番号 0548-22-0382